

# 令和8年度地熱発電等理解促進事業仕様書

## 1 業務名

令和8年度地熱発電等理解促進事業委託業務

## 2 目的

AI、IoT等の発展と普及によるデータセンターの増加やモビリティの電動化や産業部門の電化が見込まれる中、今後、世界的に電力需要が高まっていくと考えられている。また、脱炭素化の流れを受けて、化石燃料から再生可能エネルギーへの転換が進められている中、24時間365日安定して発電できるベースロード電源である地熱発電は、資源の乏しい我が国にとって大きなポテンシャルを有している。

大分県は地熱発電による発電量が全国一位であり、全国の地熱発電所で作られる電力の約三分之一を占めており、県内にはまだ多くの地熱資源があると期待されている。一方、地熱開発による温泉などの地下資源への影響等を心配する声も一部にあると考えられる。

新たな地熱資源開発へ向けには、開発地点の近隣住民等の理解を得ることが不可欠であり、そのためには地熱発電についての理解向上が必要である。本事業では地熱発電への関心層も取り込みながら、関心のない層に対しても効果的にアプローチを行うことで開発地域等の住民はもとより、県民全体の地熱発電への理解を促進し、新たな地熱資源開発の推進に資することを目的とする。

## 3 委託期間

契約締結の日から令和9年1月29日まで

## 4 内容

### (ア) 地熱発電等の理解促進に資するコンテンツの制作、発信及び分析

- ・ 幅広い世代および関心の低い層への理解促進を図るために、地熱発電の理解促進につながるコンテンツを制作し、発信及び分析する。
- ・ コンテンツの種類及び概要案は\*1のとおりとするが、企画提案公募の際に提案した企画を元に大分県と協議して決定する。
- ・ 制作するコンテンツは、県民の地熱発電への理解を促進するため、仕組み、意義及び課題等ができるだけ分かりやすく、興味を惹くものとする。
- ・ 無関心層および若年層が主体的に関与し、相互理解を深めるための双方向性のある仕組みを検討すること。
- ・ タレント（著名人）を起用する場合は、可能な限り大分県にゆかりがあり、かつ視聴率の向上が期待できる人物を選定すること。また、可能な限り出演可能性の高い人物を選定すること。ただし、地熱に対する理解が無い人物は選定しないこと。選定及び詳細の内容については、発注者と協議のうえ決定する。
- ・ コンテンツは視聴者によるSNS等での積極的な拡散を促す、高いシェア性を有するものとする。
- ・ コンテンツの発信に際しては、幅広い世代や関心の有無等を考慮したうえで、複数のターゲットを設定し、当該ターゲットに対して最も効果的なコンテンツを制作し発信す

ること。なお、SNSについては、選定した SNS ごとに発信する内容や期待される効果等を検討し、実施すること。

- ・ 発信したコンテンツの解析及びレポート作成を行うこと。
- ・ 大分県がコンテンツの内容に不相当と認める箇所がある場合は、修正させることができる。
- ・ すべての制作完了後、デジタルデータ及び発信したコンテンツの解析レポートを提出すること。制作したコンテンツについては、県ホームページ等に掲載を行うことができるものとする。ただし、出演者の掲載について疑義が生じた場合は、その都度協議して定めることとする。
- ・ 撮影、編集、音入れ、アニメーション製作等、業務の効率化及び番組内容の充実に資する部分については、再委託できるものとする。
- ・ 作成したコンテンツや関連する資料の著作権、所有権等の権利は県に帰属するものとする。
- ・ 成果目標：企画提案公募の際に提案した視聴率、視聴回数、記事の選択率、記事ページスクロール率等とする。

#### \*1 コンテンツの例

##### 【テレビ番組】

- ・ オーディションで選ばれた県内在住の高校生または大学生3人組等が発信力のあるタレント（著名人）とともに、県内外の地熱発電所、地熱の熱利用現場、地熱発電所の建設現場（掘削含む）、研究所、または研究フィールド等（\*2）を取材し、学生目線で地熱発電の現状や今後の可能性、課題について、分かりやすく伝える。
- ・ オーディションは県内の高校生または大学生の3人組を募集し、1次選考は書類審査（地熱発電等や番組への思い等を記載）、2次選考は県と委託事業者及び有識者等による面接により行う。
- ・ 番組の時間は、原則として60分間から120分間とする。
- ・ 取材先への日程調整等は委託事業者が行うものとする。

##### 【動画コンテンツ】

- ・ 上記内容等を踏まえた提案者の企画による動画を制作する。

##### 【ウェブ掲載記事】

- ・ 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構[JOGMEC]、地熱関連事業者の代表者（県内企業）、温泉旅館関係事業者等の代表者等による対談記事。
- ・ 対談の人選については発注者と協議のうえ決定するものとする。

#### \*2 取材場所の候補

- ・ 地熱発電所 八丁原地熱発電所（九重町）、滝上バイナリー発電所（九重町）、杉乃井発電所（別府市）、森発電所（北海道）、わいた地熱発電所（熊本県）
- ・ 地熱の熱利用現場 八丁原地熱発電所（九重町・バラ等）、愛彩ファーム（九重町・パプリカ等）、別府温泉フルーツファーム（別府市・バナナ等）森発電

所（北海道・トマト、キュウリ）、わいた地熱発電所（熊本県・パ  
クチー、ローズマリー等）

- ・ 地熱発電所の建設現場 湯坪地熱発電所（九重町）、菅原グリーン発電所（九重町）
- ・ 研究所 九州大学（福岡県）、国立研究開発法人 産業技術総合研究所（福島県）

[想定スケジュール]

8月上旬～中旬	学生3人組の公募
8月下旬	書類審査（1次選考）、面接審査（2次選考）、決定
9月～10月	取材
11月	編集、学生等からのまとめコメント撮影等
12月	放送（配信）実施

(イ) 子ども向け出前授業の強化

- ・ 将来を担う子どもたちに地熱に親しんでもらうため、県内各地で出前授業を10回程度実施する（小学生を対象）。
- ・ 内容の詳細については発注者と協議のうえ決定する。
- ・ 子ども向け出前授業の事務局運営については以下を実施すること。
  - ア 会場の選定及び手配
  - イ 出前授業の周知
  - ウ 出前授業に関する問い合わせ窓口の設置・問い合わせ対応
  - エ （必要に応じて）出前授業参加者へ配布するパンフレット、ノベルティ等の作成
  - オ （必要に応じて）出前授業のプログラムの作成
  - カ 出前授業の運営に必要な人員の配置
  - キ 参加者数の集計
- ・ **参加者目標：のべ300人（30人×10回）**

(ウ) 子ども向け見学ツアー及びイベントの開催

- ・ 県内の地熱発電所や地熱開発現場、熱利用施設等の見学ツアー及びイベントを開催する。地熱発電所や熱利用施設を実際に訪れ、現場体験を通じた理解を促進する。  
また、親子参加型のイベントを開催し、子どものみならず親世代の理解促進も促す。
- ・ 内容の詳細については発注者と協議のうえ決定する。
- ・ 子ども向け見学ツアー、イベントの事務局運営については以下を実施すること。
  - ア 見学する地熱発電所の選定及び連絡調整
  - イ 見学ツアー、イベントの周知
  - ウ 見学ツアー、イベントに関する問い合わせ窓口の設置・問い合わせ対応
  - エ （必要に応じて）見学ツアー参加者へ配布するパンフレット、ノベルティ等の作成
  - オ （必要に応じて）見学ツアーのプログラムの作成
  - カ 見学ツアーの運営に必要な人員の配置
  - キ 参加者数の集計
- ・ **参加者目標：計100人（20人×5回）**

## (エ) アンケート

- ・ (ア) (イ) (ウ) の参加者にアンケートを実施すること。
- ・ アンケートには各イベントの理解度 (上がった・変わらない・かえって下がった等) の項目を設けること。
- ・ 目標 : 参加者アンケートにおける理解度が上がったと回答した人の割合がそれぞれ 8 割以上

## 5 実施体制

本事業を円滑に遂行するため、以下の体制を整えること。

- (1) 業務全体の責任者の配置
- (2) 業務執行に必要な人員の確保

## 6 経費負担

本事業の実施に係る一切の経費は、本業務委託料で対応すること。ただし、受託者の責めに帰す理由で発生したキャンセル料や遅延損害金等は本業務委託料の対象としない。

## 7 成果品

受託者は、委託業務を完了したときは、速やかに成果品として実績報告書 (任意様式) の印刷物 1 部 (A 4 版) 及び電子機器媒体一式を発注者に提出しなければならない。

なお、実績報告書には次の内容を盛り込むこと。

- (1) 事業の企画運営に関する内容
- (2) 実施内容がわかる当日写真
- (3) コンテンツの解析レポート
- (4) 広報の実績
- (5) アンケート集計・分析結果
- (6) 大分県 HP 等に掲載可能なデジタルデータ
- (7) その他発注者が必要と認めるもの

## 8 契約に関する条件等

- (1) 本業務に関するトラブル等に関しては、受注者が責任を持って対応すること。
- (2) 受注者は、個人情報の保護や労働基準法、労働関係調整法、労働契約法等を遵守すること。
- (3) 本事業を通して知り得た個人情報については、他に漏洩してはならない。
- (4) 個人情報については、他の目的で使用すること及び売買することを禁止する。
- (5) 上記 (3) 及び (4) については、本事業の委託契約が終了した後も同様とする。  
なお、個人情報が記載された資料については、事業完了後、発注者に返還すること。
- (6) 委託業者に関連する書類・領収書等は、委託事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から 5 年間保存するものとする。

## 9 その他

仕様に定めのない事項、疑義が生じたときは、発注者・受注者協議の上、決定する。